

近畿北陸整備局 分収造林契約実績 (令和3年度)

分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 ※注1	重点化基準 ※注2	B/C ※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
京都府亀岡市	28	ウ	①	1.77	(淀川)
京都府船井郡京丹波町	8	ウ	①	1.83	(由良川)
兵庫県美方郡新温泉町	12	ウ	②	1.53	(湯谷特設水道)
兵庫県美方郡新温泉町	13	ウ	②	1.53	(中央簡易水道)
兵庫県美方郡香美町	12	ウ	②	1.22	(入江ダム)
兵庫県豊岡市	36	ウ	①	1.79	(円山川)
兵庫県豊岡市	18	ウ	①	1.83	(円山川)
兵庫県豊岡市	5	ウ	①	1.83	(円山川)
奈良県吉野郡下北山村	8	ア	①②	2.29	(①熊野川 ②七色ダム)
奈良県吉野郡天川村	16	ア	①②	1.49	(①熊野川 ②九尾ダム)
和歌山県田辺市	6	ア	②	2.38	(鮎川簡易水道施設)
和歌山県田辺市	65	イ	②	2.38	(殿山ダム)
和歌山県田辺市	6	イ	②	2.38	(川合簡易水道施設)
和歌山県田辺市	47	ア	②	2.38	(椿山ダム)
和歌山県東牟婁郡北山村	6	イ	①②	2.25	(①熊野川 ②小森ダム)
和歌山県有田郡広川町	10	ア	②	1.68	(上津木簡易水道施設)
和歌山県西牟婁郡すさみ町	7	ア	②	2.79	(三尾川簡易水道施設)
和歌山県田辺市	5	ウ	②	2.38	(水上飲料供給施設)
和歌山県田辺市	10	ア	②	2.38	(川合簡易水道施設)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業も採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。